

明るい社会

No.690



道社協Facebook



じぶんの町を
良くするしくみ。
赤い羽根共同募金
ここにも役立てられています

1

2019年度



目次

特集 「成年後見制度推進

バックアップセンターが目指すもの」

2

INFORMATION
北まち情報室

道内社会福祉法人による地域公益活動

6

共同募金会からのお知らせ

7

「ほっとチャンネル」①市民活動団体の取り組み

8

②社会福祉協議会の取り組み

9

道内福祉施設・事業所・団体紹介「はあとステーション」

10

寄付・寄贈のご報告

10

授産製品紹介「きらきらマルシェ」

11

成年後見制度推進 バックアップセンターが目指すもの

成年後見制度は、平成12年に施行され、
現在、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」）」に
基づき各自治体において利用促進のための体制整備等が進められていますが、
制度が十分理解されず、成年後見制度の利用が進まないという課題があります。
そこで、北海道社会福祉協議会（以下「道社協」）は、
地域における権利擁護体制の構築に向けた取り組みとして、
成年後見制度促進のため
「成年後見制度推進バックアップセンター（以下「バックアップセンター」）」を
設置することといたしましたので、その取り組みについて紹介します。

成年後見制度の現状

私たちの社会は契約によってさまざまな行為が成り立っています。例えば、スーパーで食料品を買ったり、コンビニでお弁当を買うのも、契約書の取り交わしはありませんが、一種の契約行為となります。

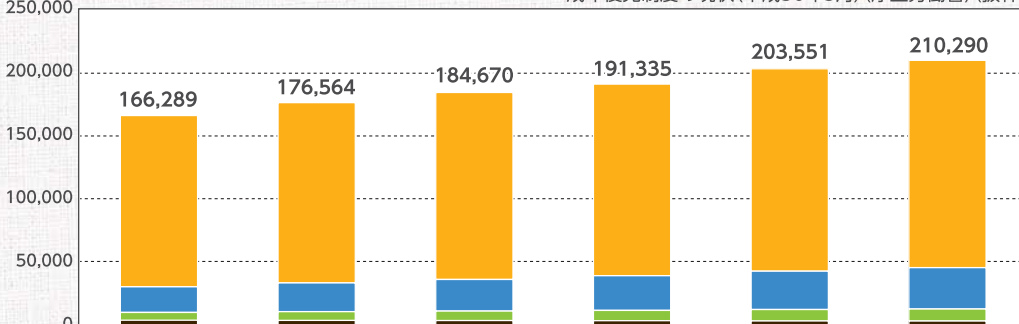
契約は、自分の行為の結果がどのようになるか理解したうえで行いますが、判断能力が不十分な人の場合、状況の理解が十分でない中、誤って契約を行ってしまうなど、不利益を被ってしまうおそれがあります。

そうならないように権利を擁護するための制度が成年後見制度です。一言でいうと「判断能力が十分でない人を保護する制度」です。平成11年の民法改正に伴い、従来の禁治産・準禁治産制度に代わっ

て施行されました。
成年後見制度は施行から19年が経過し、利用人数は平成29年には21万人を超えています。我が国における認知症者及び知的障がい者（在宅）、

(単位:人)

成年後見制度の現状(平成30年5月)(厚生労働省)(抜粋)



【図1】成年後見制度の利用状況



【成年後見制度とは】

精神上的の障がいによって判断能力が十分でない人について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する者(成年後見人等)を選任して、法的な権限を与えて、本人の代わりに法律行為を行うことができるようにする制度です。成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」があります。

すでに判断能力がない、あるいは不十分なために、契約上のトラブルや財産管理に問題を抱えている場合は、法定後見が考えられます。また、今は身の周りのことは自分でできるけれども、将来、判断能力が低下した時に備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ選び、その内容と方法を定める制度が任意後見です。

【法人後見とは】

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことです。

【地域連携ネットワークおよび中核機関が担う具体的事業】

- 広報機能 (権利擁護の必要な人の
発見・周知・啓発等)
- 相談機能 (相談対応、後見ニーズの精査、
見守り体制の調整等)
- 利用促進(マッチング)機能
- 後見人支援機能 (チームによる支援、本人の意思
を尊重した柔軟な対応等)
- 不正防止効果

多くの市町村社協が成年後見制度の担い手となっていることや、これまで取り組んできた日常生活自立支援事業との連続性を踏まえ、道社協では北海道と連携して成年後見制度の利用促進のための体制整備に向け、5つの機能を持つセンターを6月18日に開設しました。

まだ少なく、また、中核機関や後見支援センター並びに担い手職員の連携や情報共有等の場も少ないのが現状です。

精神障がい者(外来)は現在、約1300万人と言われており、制度の利用率は低い現状で、必要な人に制度が利用されていないのではと考えられます。また、今後さらに利用対象となる人が増えていくことが見込まれており、国においても「成年後見制度利用促進法」を平成28年5

月に施行し、各自治体において計画的に施策が推進されています。社会福祉協議会(以下「社協」)においても、従来から、小地域ネットワークづくりや日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)などに取り組んでおり、地域における権利擁護の一翼を担ってきています。

また、成年後見制度に関わる後見支援センターや法人後見受任体制などの取り組みは道内市町村社協の約4割で実施しています。(平成30年3月/道社協調べ)

このような現状を踏まえ、道社協は、成年後見制度利用促進法に基づく地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置、法人後見受任体制の整備を行う市町村社協等への支援を目的にバックアップセンターを設置することにいたしました。

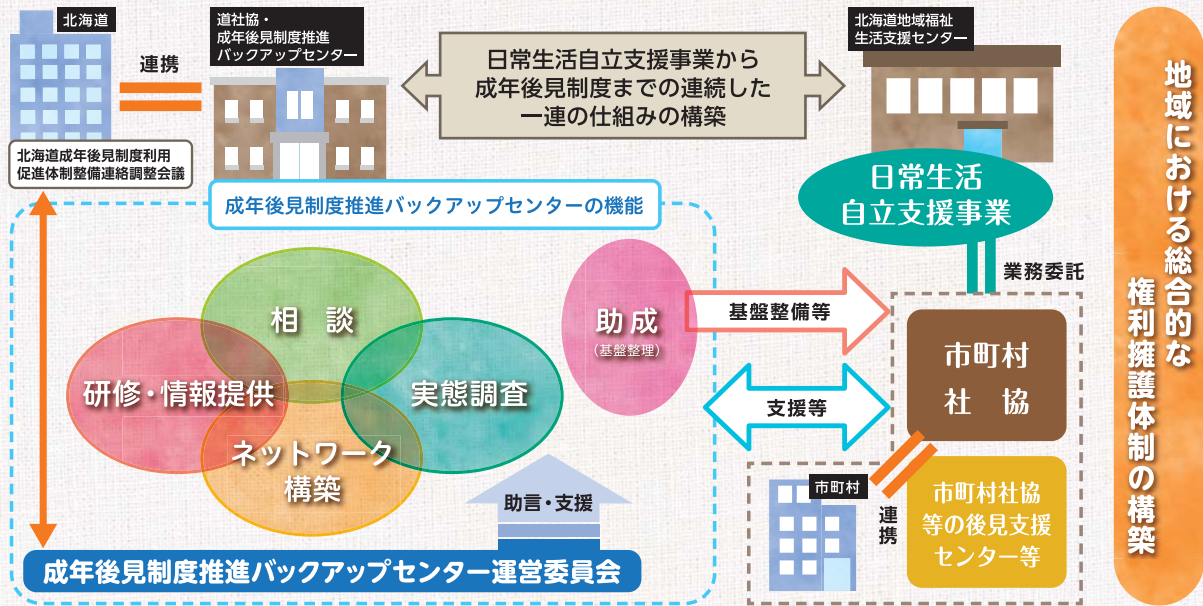
現在、道内においては、57カ所(平成29年度実績/北海道調べ)の市町村社協が後見支援センター等を市町村から受託しており、今後より一層、市町村社協に対してその役割が期待されています。

成年後見制度は各自治体において計画的に地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置が進められることとなっておりますが、先行事例も



成年後見制度推進バックアップセンターの設置について

道社協・成年後見制度推進バックアップセンター



【図2】道社協・成年後見制度推進バックアップセンターイメージ

センターの5つの機能

- 1 実態調査**
道内外の成年後見制度関連情報の収集や道内各自治体における地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置状況、市町村社協の権利擁護関連事業などについて把握します。
- 2 ネットワークの構築**
道内の中核機関や後見支援センター等の情報共有等の場をつくります。
- 3 研修**
中核機関や後見支援センター等の成年後見制度関係事業に携わる職員育成に向けて、研修を実施するとともに、研修を通して職員同士の連携を図ります。
- 4 相談支援**
センターに弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職や行政関係者、市町村社協職員などで構成する運営委員会を設置し、市町村社協や行政からの地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等に関する相談に対応します。
- 5 助成事業**
市町村社協や社会福祉施設、NPO法人などが成年後見制度利用促進法に基づく地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置、法人後見受任体制の整備を行うため、基盤整備等の費用を助成します。

「しんらい」と「あんじん」をお届けします。

北自共の総合自動車共済・自賠償共済

1事故1担当者制

1つの事故に対して1人の専任担当者が担当

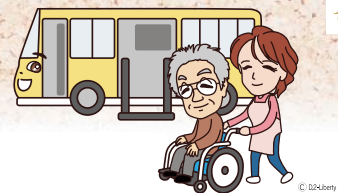
充実のロードサービス

24時間365日対応等級に影響なし

安心の事故対応力

事故解決の専門家が素早く対応

損保や他共済からも無事故歴を継承!!
お見積り、ご相談、お問い合わせは、下記までご連絡下さい。



自動車共済は
北海道社会福祉協議会を
応援しています!

011-721-5233

FAX:011-721-0801

電話の受付時間/平日 9:00~17:15



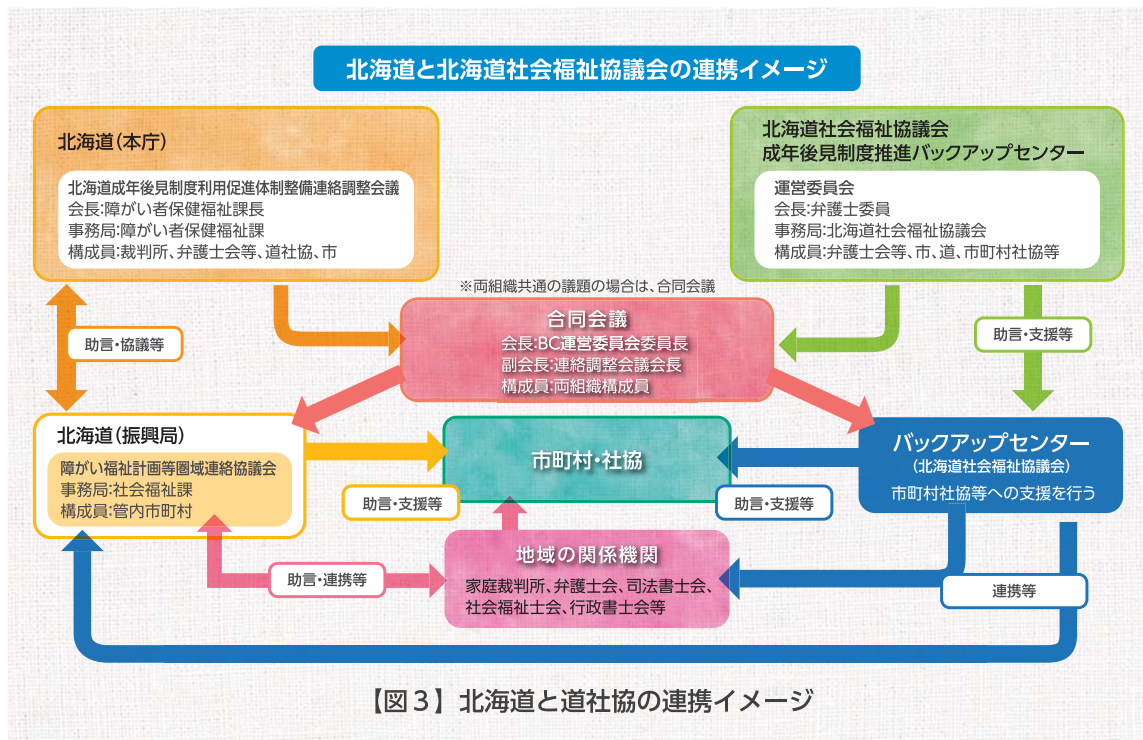
中小企業と従業員の皆さま、個人事業主さま向けに割安な掛金!

北海道自動車共済協同組合

〒065-0030 札幌市東区北30条東1丁目3-2 <http://www.hokujikyoo.jp>



北自共承認 No.19-001



【図3】北海道と道社協の連携イメージ

北海道と道社協の連携について

成年後見制度は、行政と社協が連携して、地域における総合的な権利

擁護体制の構築を進めていくものです。そのためには、北海道と道社協が連携して共通の目的に向かい進めていくことが重要となります。具体的には、図3のようなイメージで、北海道(北海道成年後見制度利用促進体制整備連絡調整会議)と道社協のバックアップセンター(運営委員会)が、市町村社協等への支援を行う連携等、地域の関係機関(家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会等)と連携等、北海道(振興局)の障がい福祉計画等圏域連絡協議会(事務局:社会福祉課)と連携等、北海道(本庁)の北海道成年後見制度利用促進体制整備連絡調整会議(事務局:障がい者保健福祉課)と協議等、合同会議(会長:BC運営委員会委員長、副会長:連絡調整会議会長、構成員:両組織構成員)を通じて進められています。

道内における権利擁護体制の構築

成年後見制度利用促進法は、①個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する(ノーマライゼーション)、②意思決定支援の重視と自発的意思の尊重(自己決定権の尊重)、③財産管理のみならず、身上保護も重視、の3つが施策の基本的な考え方です。

今後、成年後見制度の利用が促進されるためには、利用者がメリットを実感し、全国どの地域でも安心して利用できる仕組みが重要となります。そのためには、市町村や市町村社協が住民の身近な窓口となることと専門職や関係機関等がしっかり連携して、チームとして住民個々の相談に向き合っていくことが大切です。このようなことから、地域における体制づくりが不可欠となりますが、北海道の広域性から、複数自治体による広域実施も踏まえた体制づくりも必要となり、本センターは、地域ごとの取り組みだけではなく北海道全体としての権利擁護体制の構築を目指し、北海道と連携して取り組んでいきたいと考えています。



●連絡先

**社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
成年後見制度推進バックアップセンター**

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2.7 2階
TEL 011-241-3978 FAX 011-251-6156
ご相談等は無料で月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。
※ただし、祝日・年末年始(12月29日から1月3日)は除きます。

道内社会福祉法人による地域公益活動

本会では「北海道地域公益活動推進協議会」を設置し、道内における地域公益活動の取組みをホームページ（<http://dkkoueki.jp/>）に掲載しております。

今回は「社会福祉法人札幌慈啓会」の取組みについて紹介いたします。

大正14年10月、札幌市を一望する藻岩山の麓に札幌養老院を開設以来、今日まで時代や地域の要請に応えながら法人運営に取組んでまいりました。現在は高齢者医療・福祉に加え、平成26年から保育園1箇所を開設し、7施設1病院1保育園の運営、2箇所の地域包括支援センターを受託運営しております。

当法人は以前より地域公益活動に着手してまいりましたが、昨今さらに活動を手がけるようになりました。今回は2種類のカフェ活動、「認知症カフェ」、「オープンカフェとコミュニティカフェ」について紹介いたします。

認知症カフェ（ともいきカフェ）

「ともいきカフェ」は平成28年10月の開催以来、札幌市の認証を受けた認知症カフェとして、年4回、慈啓会特別養護老人ホームの会議



室を利用し開催しています（13時30分～15時45分）。参加者は平均すると12～13人ほどです。今はまだ認知症の方や家族の参加が少ないため、広く地域住民の方々に認知症に

ついて理解して頂き、特別な病気ではないことを知ってもらうための活動が中心です。

法人内の医療・福祉の専門職員や外部講師によるミニ講座、リハビリ職員による介護予防体操とカフェタイム（フリートーク）を組み合わせて実施しています。参加費は1回100円（フリードリンク・お菓子付き）です。

運営面では4名の地域住民ボランティアの方に会場設営や接客、資料の配布、後片付けなどの協力を頂き、とても助けられています。

今後もこのカフェを長く継続することで、地域の方々に認知症やその人々への関心を持っていただくことに繋げていきたいと考えております。

オープンカフェとコミュニティカフェ

オープンカフェは手稲区曙にある特別養護老人ホーム札幌市稲寿園で月1回（5月・10時30分～12時）、コミュニティカフェは法人本部のある中央区旭ヶ丘で「木洩れびの家」と呼ばれる一軒家で毎月1回（10時～16時）、それぞれ実施しております。どちらも世代に関係なく、近隣にお住まいの誰もが気軽に立ち寄り、コーヒーなど飲みながら、ゆつくり談笑できるくつろぎの場を提供しております。

医療や介護に関連する講話だけでなく、参加者のニーズに応じたテーマで企画したり、最新情報の提供など、その日のプログラムを法人内の専門職員が中心に担当し開催しております。

また、どちらも職員だけで運営するのではなく、興味のある住民の方に会場設営や接客、後片付けをボランティアとして手伝って頂き、認知症カフェ同様に大変助けられています。

今後も世代を越えたつどいの場として、更には参加者自らが特技を活かし、活躍できる場として活用されるように、繋がり、協力しあうことで活動を広げていきたいと思っております。



知的 快適 創造的オフィス創りで地域に貢献する

サンコー事務機株式会社

お客様の变えたい・良くしたいを「カタチ」にするオフィス・施設の総合ディーラー

〒060-0013 札幌市中央区北 13 条西 18 丁目 36 番 90

TEL 011-614-2255 (代表) FAX 011-614-5245 URL <http://www.sancoh.gr.jp/>

取扱品目

OA 機器全般の販売・レンタル、オフィス関連商品の販売、プロバイダー事業、ICT 関連機器の販売、ネットワークシステムの構築、小冊子などの印刷を行うドキュメントサービス、情報システムの提案・導入・保守、基幹系業務（販売管理・給与計算・財務）等をはじめ、その他各業種業務用パッケージソフト提案・導入・保守、OA 機器の保守、点検、修理等、福祉機器関連商品の販売、NTT 商品取次、その他、オフィス・施設的环境をよりよくするための一切の事業



ISS03035/JISQ27001:2006

当社は ISMS 認証企業です。



北海道での平成30年度共同募金総額について

平成30年度も北海道内外より、みなさまのあたたかい支援の気持ちとたくさんの募金が寄せられました。寄せられた募金は北海道内のさまざまな福祉活動に活用されます。ご協力誠にありがとうございました。

第72回赤い羽根共同募金運動 <運動期間：平成30年10月1日～平成31年3月31日>

平成30年度共同募金総額	751,466,694円 (※平成29年度総額 779,414,018円)
赤い羽根募金 (10/1～3/31)	544,473,516円
歳末たすけあい募金 (12/1～12/31)	206,993,178円



平成30年度共同募金助成決定について

平成30年度の共同募金助成について、全道の社会福祉協議会、福祉団体、福祉施設、歳末たすけあい見舞金等の事業を対象に、下記のとおり決定いたしました。

助成内容	助成額
子どもからお年寄りまでの町の福祉活動のために 全道市町村の社会福祉協議会や町内会による福祉活動、民生児童委員活動、住民ボランティアの育成、ふれあいサロンの開設、福祉車両の購入など。	427,309,743円
災害の備えや被災された世帯への支援のために 大規模災害の発生に備えた「災害等準備金」(ボランティア活動の拠点となる「災害ボランティアセンター」の立ち上げや活動資金として活用)の積立や、風水害などで被災された世帯への支援など。	24,836,000円
福祉施設や団体、NPO、ボランティアの活動のために 障がいのある方々の就労・社会参加や生活支援、お年寄りの生きがい・健康活動の援助、子育て支援、青少年の健全育成、防犯や防災活動の推進など。	90,265,194円
支援を必要とする人が安心して暮らすために 歳末たすけあいによる生活困窮世帯、一人暮らしのお年寄り、在宅の障がいのある方々などへのお見舞金の贈呈、見守り訪問を兼ねた配食、雪おろし・除排雪、年末年始のふれあい交流行事の開催など。	209,055,757円

2019年デザインが続々登場！赤い羽根共同募金ご当地ピンバッジ

多くの方に「赤い羽根共同募金」へ関心を持っていただくことを目的として、また気軽に寄付にご協力いただけるしくみとして、赤い羽根と道内各地域のご当地キャラクター等をデザインした寄付金付きのオリジナルピンバッジを製作しております。500円以上の募金協力でピンバッジを1個進呈しており、製作費を除いた全額が赤い羽根共同募金へ寄託されます。

▼2019年北海道デザインピンバッジ (フクロウ)



▼市町村ご当地ピンバッジ(抜粋)



お問合せ

共同募金運動へのご理解・ご支援をよろしくお願い致します。
社会福祉法人 **北海道共同募金会**

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2・7 4階
TEL 011-231-8000 FAX 011-231-8003
ホームページ <http://www.akaihane-hokkaido.jp/>

当社では生命保険、損害保険に関するコンサルティング販売をモットーにあらゆる、ご相談に応じております。

施設賠償保険 介護保険 傷害保険 労災保険

等の各種保険販売に長年の経験豊富なスタッフがおりますので、お気軽にご相談下さい。

(株)森保険ホールディングス 〒060-0008 札幌市中央区北8条西20丁目2-20 和晃ビル2F TEL011-641-4589 FAX011-613-0604

NPO法人さっぽろ福祉支援ネットあいなび〈札幌〉 誰もが楽しく集える 「地域共生の居場所づくり」

理事長は、以前札幌市消防局に勤務しており、その業務を通して外出困難な交通弱者の方々が増えていることを感じていました。そこで退職後、NPO法人さっぽろ福祉支援ネットあいなびを立ち上げ、前職での救急業務の経験を生かしての福祉有償運送を始めました。

また、誰もが地域の中で楽しく共生できる居場所の大切さも日々感じていて、「地域交流サロンくるみな」と「地域交流サロンふじのカフェ&あらいぶ」を立ち上げ、地域共生の居場所づくり活動をしています。

今回は平成30年度に北海道社会福祉総合基金を活用させていただき取り組んだ「貧困家庭支援」「不登校の子ども達支援」「単身高齢者支援」の3つの活動についてご紹介致します。

ルチャ学習塾（貧困家庭の子ども達と親支援）

主に高齢者の協力を得て、貧困家庭の子ども達の学習支援と遊び、親子での食育を行い、多世代での食事をして楽しく過ごしています。協力者は元教員、元調理師などの経験を生かして支援活動をしています。多くの協力者



は単身高齢者なので孤立防止と生き甲斐づくりにもなっています。

子どもの居場所あれとぼ（不登校の子ども達と親支援）

不登校になると「学校へ行かなければいけない」という固定概念や社会通念が学校に行けない子どもや親を苦しめ、毎日辛い思いで過ごしている人達はたくさんいます。そこで地域の協力を得て、子ども達が学校や自宅以外で自主活動や様々なプログラムを楽しみ、多様な学び

★NPO法人さっぽろ福祉支援ネットあいなびの概要★

住所：〒005-0032 札幌市南区南32条西10丁目2-3
電話・FAX：011-582-8982

Email: ainabi@apost.plala.or.jp

代表者：理事長 下川原 清美

団体設立年月日：平成18年12月11日

PR：「地域共生の居場所づくり」を理念に設立14年目を迎えました。障がい者や要介護者等の外出支援やその福祉車両を運転する為の福祉有償運送運転者講習、さらには制度外による付添いや除雪等々の生活支援、居場所づくり等の地域交流支援活動をしています。

☆北海道社会福祉総合基金とは☆

昭和48年に民間福祉事業の進展のために設立された基金です。基金の運用益を活用しながら、道内の児童、障がい、高齢者、地域福祉分野に対する様々な福祉活動を行う団体への助成事業を進めています。

のできる「子どもの居場所」や「保護者相談会」、親のリラックスにもなる茶話会などを開催し、情報交換ができるような場を設けています。

お一人様カフェ（単身高齢者支援）

地域の単身高齢者達が気軽に楽しく参加できる「歌声カフェ」を町内会の協力を得て実施しています。みんなと一緒に会話をしたり、昔の懐かしい歌を歌ったり踊ったりすることにより、単身高齢者の楽しみや生き甲斐づくりと共に認知症や孤立防止にもなっています。



今後もこの様な活動を続け、障がいの有無に関係なく、赤ちゃんから高齢者まで誰もが楽しく集える居場所づくり(地域共生の居場所づくり)を進めていきたいと思っています。

人材育成も 法令管理も

第一法規は、
介護・福祉事業の皆様
役立つ情報をお届けします。

お問い合わせ先
〒107-8560 東京都港区南青山 2-11-17 TEL.03-3796-5474 FAX.03-3404-2269

商品の詳細、お申込みは
第一法規 検索



苫小牧市社会福祉協議会の活動を紹介します

～地域に学び、地域と共に歩む活動を目指して奮闘中～

北海道内の179市町村には、各市町村に1つずつ社会福祉協議会(略称：社協)があり、地域住民の皆様とともに、福祉のまちづくりの活動を行っています。

今号では、苫小牧市社協から社協の紹介や事業内容などについて寄稿いただきましたので、ご紹介いたします。

ふれあいサロンの推進

苫小牧市社協では、「自分たちの居場所は地域だ」との職員共通認識のもと、地域で市民の皆様と一緒に輝ける活動の一つひとつ形にしたいと思い活動しています。

その中の一つの事業がふれあいサロンの推進です。市内83町内会の全てに笑顔あふれるサロンを広げていくことが今の目標です。現在63サロンが活動しており、社協としては、レクリエーションや防災、「ふまねっと」などの各種出前講座等で運営をお手伝いしています。

地域のサロン運営について、助成金等はありませんが、サロンに関わる保険や送迎保険については全額助成しており、大変喜ばれています。

出張サロン及び社協サロン

「地域でサロン開設を考えたいが、どのように準備を進めたらよいか」、「できるかどうか不安だ」などの声に応え、社協が主導し、その地域で一度サロンを開催する「出張サロン」を展開しております。出張サロンを開催することで、サロンのイメージを作り、参加者の反応を感じていただくことで、スムーズなサロン開設を目指しています。

社協が運営する

る全市住民を対象とした「社協サロン」も月に1回開催し、市内のサロン運営者の方や、社協の近所に住む方々が主に参加されておりますが、このサロンを参考に地域での立ち上げを検討いただくことも多くあります。

あんしん生活サポート事業

地域で住民主体による支え合いの仕組み作りを支援する「あんしん生活サポート事業」は、その地域にあった見守り、支え合いの仕組みづくりを一緒に考え



ます。地域住民の方が来訪した時に「困った表情」でも、「笑顔」になって帰る姿を見た時、社協が地域とつながり、役立つことができているという実感があります。

社協の学び

このように事業をとおして町内会役員や民生委員児童委員だけでなく、地域住民とのつながりを広げることが地域の課題把握や相談へ結びついており、今、地域で何に困っているのか、社協に何が求められているのかという、わたしたちの学びにもなっています。

このように、苫小牧市社協では、社協と地域をつなぐ場として地域のサロンなどの活動をととても大切にしています。

苫小牧市社協のテーマは、「共に支えあいみんなの笑顔がみえるまちづくり」。地域の方の「笑顔」をたくさん見るために、日々地域の中で活動していきたいと考えています。



苫小牧市社協職員ってどんな人??

苫小牧市社協地域福祉課地域福祉第1係の佐々木実里です。ふれあいサロンの担当としており、サロン立ち上げの際のサポートや、サロンでのゲームやレク等のお手伝いをさせていただいています。地域の方々から日々いただく「笑顔」をエネルギーに替えながら、ふれあいサロンの「笑顔の輪」をもっともっと増やしていけるよう、頑張っています。



佐々木さんとハートマちゃん

はあと♡ ステーション

道内の福祉施設・事業所・関係団体等の取り組みを毎回ご紹介します



社会福祉法人
戸井福祉会
特別養護老人ホーム
潮寿荘
(函館市)

TEL 0138-82-3535

「やさしさに包まれた暮らし」を提供

潮寿荘は昭和63年4月に開設した特別養護老人ホームです。函館空港や湯の川温泉から車で15分。津軽海峡に面した自然豊かな場所にあります。敷地内には小規模多機能ホーム『潮太郎』とサービス付き高齢者住宅『はこだてっ潮』が併設されており「やさしさに包まれた暮らし」という誰もが求める生活を、その人にあつた形で実現できるように連携してサービスを提供しています。

当施設の特徴として、地元のお祭り、施設のお祭り、幼稚園、小中学校との交流(施設内の運動会への子供たちの参加、幼稚園のお遊戯会や小学校の学習発表会への入居者の参加)などに見られるように、地域住民との結びつきが非常に強い点が挙げられます。

しかし、介護業界全



体がそうであるように、当施設においても介護士不足という課題があります。そこで、台湾へ行き日本語が話せ、介護知識もある若者を採用するなど取り組みを進めています。彼らは今、当施設の介護士として活躍しています。

また利用者、介護士双方の負担を減らすため、モジュー型車イス、移乗リフト等の福祉機器も積極的に取り入れています。

利用者みなさんが「美味しく、楽しく、その人らしく」暮らしていけるよう今後も前に進んでいこうと思っています。

寄付・寄贈のご報告



「商品寄贈による社会福祉貢献活動に関する協定」締結に基づく商品寄贈が行われました。

北海道社協及び北海道、(株)セブンイレブン—ジャパンは、平成31年3月27日に「商品寄贈による社会福祉貢献活動に関する協定」を締結しました。この協定は、3者連携の下、セブンイレブンの改装・閉店等の際の在庫商品を寄贈して頂き、これらを有効活用して、生活困窮者や社会福祉施設・子ども食堂等へ配分(福祉の支援)を行うことにより、地域福祉の推進を図るものです。



5月10日、旭川市社協に133箱(食品94箱・日用雑貨等39箱)の道内初の寄贈を受けました。寄贈品はカレーやパスタなどの湯煎食品やインスタント食品、菓子類等、日用雑貨では台所洗剤や洗顔ソープなどです。5月22日には北見市社協に230箱が寄贈され、翌日には市内の地域食堂を運営する方々等に配分されました。

今後も必要とされている地域への必要な支援が行き届くよう、3者連携と市町村社協間とのネットワークを最大限に活かし、取り組んでいきたいと思ひます。

寄付の受入状況 (平成31年3月1日～令和元年6月31日まで)

◎本会への寄付金をいただきました。ありがとうございます。

日時	寄付団体名	寄付先	寄付内容
平成31年3月27日	札幌ユネスコ協会	本会(北海道ボランティア・市民活動センター)	金 200,000円

◎北海道社会福祉総合基金への寄付金をいただきました。ありがとうございます。

日時	寄付団体名	寄付先	寄付内容
平成31年3月～7月	一般社団法人いいことファーム	北海道社会福祉総合基金	金 28,900円

◎本会を通じ、道内の社会福祉施設等へご寄贈をいただきました。ありがとうございます。

日時	寄付団体名	寄付先	寄付内容
平成31年3月14日	株式会社ツルハホールディングス	道内老人福祉施設	テレビが聞けるラジオ
平成31年3月29日	郡山次世代ユネスコ協会	災害ボランティアセンター(厚真町・安平町・むかわ町)	金 73,250
平成31年4月16日	株式会社ツルハホールディングス クラシエホールディングス株式会社	道内社会福祉施設	車椅子 50台
令和元年5月10日	北海道アイスクリーム協会	札幌市内及び近郊の児童養護施設、養護学校、盲・聾学校	アイスクリーム 4703個
令和元年5月22日	一般社団法人ひまわり青少年育成基金	道内児童養護施設	自転車 6台

授産製品紹介

きらきら☆ ☆マルシェ

北海道社会福祉協議会
北海道障がい者就労支援センター
道内の障がいを持った方々が、その人の個性や能力に合わせながら、施設や作業所で、自立生活に向けた作業・訓練の一環として作っている製品をご紹介します。

問い合わせ先

TEL 0164-24-3666

FAX 0164-24-3667

ホームページ

<http://www.akatoki.jp/akatoki/>

丹精込めて
作ったトマトを
味わってみては?

1



事業所名 社会福祉法人 揺籃会
障害者支援施設 あかとき学園 [深川市]

商品名 トマトジュース 150円 (*1本税込/送料別)

あかとき学園のトマトジュースは、利用者さんと職員が丹精込めて作ったトマトを使用し、沼田町の工場で作られています。無添加にこだわり、トマトの味をそのままにとてもスッキリとした飲みやすい味となっています。缶のパッケージには利用者さんが書いた絵を使用させていただいています。オリジナル感あふれる商品となっておりますので是非ともご賞味ください。

こちらの商品は当施設で運営していますグリーンマーケットカフェ(深川市)でも購入することができますので、お近くにお越しの際は是非お立ち寄りください。職員・利用者一同心よりお待ちしております。沢山お買い求め頂きました方には少しばかりのサービスも行っておりますのでお問い合わせください。

約40種類が
全て
手作業!

2

事業所名

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団
札幌市あかしあ学園 [札幌市]

商品名 タオルハンカチ 150円

商品名 トートバッグ 500円

商品名 きんちゃく 700円

(すべて税込/送料別)

問い合わせ先

TEL 011-723-0411

FAX 011-788-4381

ホームページ

<http://www.dofukuji.or.jp>

[/facilities/akashia_gakuen/](http://facilities/akashia_gakuen/)



札幌市あかしあ学園では、タオルハンカチやポーチ・トートバッグなど様々な製品を作成しています。約40種類の製品を製作していますが、全てを手作業で行っています。

染め物に使用している「スレン染料」は【色帯が広い】【色相が美しい】【日光・洗濯・薬剤などに丈夫】という特徴があります。数度にわたる「洗い」の行程により、色落ちや色あせが

ほとんどありません。自信を持っておすすめできる製品です。

JR札幌駅北口・西改札口の「いこ〜る」や地下鉄南北線大通駅の「元気ショップ」でも取り扱っておりますので、お近くに来た際は一度お立ち寄りください。

<ナイスハートネット北海道からお申し込みいただけます>

北海道社会福祉協議会では、北海道が推進する「障がい者就労支援推進計画」に基づき、企業や団体と授産事業所をマッチングさせ、授産事業所等の商品、役務を広く企業や団体の方にご利用頂くためにホームページを開設しています。今回ご紹介した商品も取り扱っており、ホームページ上で仮申し込みができます。(ホームページ上では決済できないため、申し込みを一旦道社協において受け付け、事業所へ発注します。)

ホームページアドレス <http://nice-heart-net.jp/>

ナイスハートネット

検索

クリック

札幌市「高齢者配食サービス」委託

にっしん配食サービス

夕食 ご自宅迄お弁当をお届け致します

011-666-5683

お届け料金は
無料です



1食・週1回
からでも
お届け致します

株式会社 日信

TEL 011-666-5678(代)

FAX 011-666-2501

〒063-0835 札幌市西区発寒15条3丁目3-74

ホームページ <http://www.kk-nissin.com/>

平成31年度

http://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険

検索

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること (グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
 - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
 - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなった。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花びんを落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

保険金額・年間保険料(1名あたり)

		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	300万円 (限度額)	5億円 (限度額)	
年間保険料	基本タイプ	350円	510円	
	天災タイプ(※) <small>(基本タイプ+地震・噴火・津波)</small>	500円	710円	

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 地域福祉サービス
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 介護保険サービス など

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受専事
保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03 (3349) 5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJNK18-13566 2019.1.16 作成)

編集後記

令和になって初めての明るい社会の発行です。引き続き皆様にわかりやすく、そしてタイムリーな道内の福祉情報をご提供できるよう、より良い紙面づくりを心掛けてまいりますので、よろしくお祈りします。(Y)